

国民健康保険被保険者証を更新します

問い合わせ 国保年金課 国保年金係 ☎内線312・313

8月1日から使用する保険証を
郵送します

新しい被保険者証（以下、保険証）は7月上旬から、世帯主あてに郵送します。新しい保険証（青色）は、8月から使用することができます。旧保険証（ピンク色）は7月31日までご使用していただき、8月に入ってから市に返却するか個人で細かく裁断したうえ、破棄してください。



被保険者証兼高齢受給者証

不在などで保険証を受け取れなかったときは、ピンク色の不在連絡票が投函されますので、筑紫野郵便局へ☎(922)6002に連絡し、再配達を依頼するか、不在連絡票・認め印・本人確認書類（運転免許証など）を準備のうえ、筑紫野郵便局で受け取ってください（筑紫野郵便局に連絡し、市内の郵便局で受け取ることもできます）。なお、再配達の場合は、受付日の翌日配達となります。詳細は、筑紫野郵便局へお尋ねください。

不在によりお渡しできなかった保険証は、7月16日(月)まで筑紫野郵便局で保管され、それ以降は市役所へ返却されます（市役所に返却されるまで1・2日かかる場合があります）。市役所で受け取る場合は、認め印と顔写真付きの身分証明書を持参し、1階4番窓口へお越しください。なお、別世帯の人が来られた場合は、お渡しすることができませんのでご注意ください。

※保険証は簡易書留郵便で郵送しますが、居住確認のため「転送不要」扱いとなっていますので、郵便局に転送届

（転居届）を提出していても届きません。この場合は、所定の手続きが必要となりますので、国保年金課☎内線312・313へご連絡ください。

高齢受給者証が保険証と一体化されました

70歳から74歳までの人について、昨年度までは保険証と別に高齢受給者証を交付していましたが、平成30年4月以降、新たに交付する高齢受給者証は保険証と一体化されました。8月以降は保険証1枚で医療機関を受診することができます。

納税相談を実施しています

国民健康保険税の未納があると、保険証の更新ができなくなります。期限どおりの納付が困難な場合は、納税課の納税相談をご利用ください。

場所 納税課 ☎内線3334・3335
・市役所1階11番窓口

限度額適用認定証年次更新の実施

「限度額適用認定証」（薄い黄色または桃色）・「限度額適用・標準負担額減額認定証」（青色または紫色）は毎年8月1日に更新しています。すでに交付

を受けている人に対して、7月初旬に更新申請の書類を送付しますので、7月13日(金)までに提出してください。新しい認定証を7月末頃に郵送します。

なお、所得区分は平成30年度住民税の課税状況によって判定するため、所得の申告を行ってください。世帯の異動によっては所得区分が変更になる場合があります。

新たに限度額適用認定証の交付を希望する人は、市役所窓口での申請手続きが必要です。ただし、70歳以上の人で「一般」世帯または「現役並みⅢ」世帯に該当する人は申請の必要はありません。

※所得の申告がされていない場合および国民健康保険税に納め忘れがある場合は交付できません。

はり・きゅう受療証の申請も忘れなく！

現在お持ちの、はり・きゅう受療証の有効期限は平成30年7月31日となっていますので、引き続き受療証が必要な人は7月2日(月)以降に市役所1階4番窓口で申請を行ってください。なお、はり・きゅう受療証の申請は随時受け付けています。

- (1) 新しい保険証
- (2) 認め印